

はじめに

いじめに起因する痛ましい事件・事故を受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。しかし、情報技術等の急激な進展により、新たないじめ問題が次々に報道されており、いじめはますます複雑化・潜在化してきている状況にある。

こうした状況を受け、子どもに関わる全ての人間（教職員、保護者、地域住民、子供たち自身）が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

法の施行、宮崎県及び美郷町のいじめ防止基本方針の策定等を受け、この問題に能動的・計画的に取り組む姿勢を明確にし、子供たちの安心・安全な生活環境をつくっていくために、本校におけるいじめ防止等の対策に係る基本方針を、「美郷町西郷中学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

～ 目 次 ～

- 第1 基本的な方向性に関する事項
 - 1 いじめの定義
 - 2 本校の実態及び課題
 - 3 いじめの防止に関する基本的な考え方
 - (1) 未然防止のための取組
 - (2) 早期発見及び早期対応のための取組
 - (3) いじめに対する対応
 - 第2 いじめの防止のための対策に関する事項
 - 1 組織と対応
 - (1) 学校においては
 - (2) 保護者においては
 - (3) 地域に対しては
 - 2 いじめの防止等に関する取組
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめが発生したときの対応
 - (4) インターネット上のいじめへの対応
 - 3 その他の留意事項
 - (1) 組織的な指導体制
 - (2) 校内研修の充実
 - (3) 校務の効率化
 - (4) 学校における取組状況の点検・充実
 - (5) 地域や家庭との連携について
 - (6) 関係機関との連携について
 - 4 重大事態への対処
 - 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
 - 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し
- 【参考】別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画
別紙2 いじめられた生徒、いじめた生徒のサイン確認表
別紙3 教室、家庭でのサイン確認表
別紙4 いじめに対する措置
別紙5 いじめアンケート様式
別紙6 PDCAのサイクルを踏まえた年間行動計画

第1 基本的な方向性に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 本校の実態及び課題

(1) 実 態

ア 本校は、権現山やとがり岳などの山々に囲まれた自然豊かな環境にある。生徒数は、各学年10名程度の小規模校であり、保護者の多くは農林業に従事している。学校区は、9地区に別れており、2地区の生徒はスクールバスで通学している。地域には、神楽や臼太鼓踊、盆踊りなどの伝統芸能や御田祭などの伝統的な行事が残っており、地域の伝統芸能が受け継がれている。しかし、過疎化、少子高齢化等の社会環境の変化の中で、地域の教育力は弱くなってきている面も見られる。

イ 明るく素直で、勤労意欲に富む。

ウ 行事等やJRC活動を通して、伝統文化を尊重し、協力してよりよい校風を築こうとする態度が育っている。

エ 小学校から同じクラスのため、生徒間の人間関係に序列化が見られる。

オ 学習への取組はよいが、自己肯定感が低く将来の夢や希望を持っていない生徒がいる。

(2) 課 題

ア 生徒の判断力や表現力をどう育てていくか。

イ いじめ防止に対する意識をどのように授業に位置付けていくか。

ウ 学校の取組を家庭や地域にどう広げていくか。

3 いじめ防止に係る基本的な考え方

- 「いじめは人として絶対に許されない。」という基本姿勢を共通認識します。
- いじめを受けている子どもの人権と命をしっかりと守ります。
- いじめは、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、いじめの未然防止を重点的に取り組みます。
- いじめ問題は、教師の生徒観や指導観が問われる重要な問題であることを認識します。
- いじめを絶対に出さない環境を、学校が中核となり保護者、地域、関係機関と一体となつてつくっていきます。
- いじめに関する誤った考え方を一掃します。
 - ・ いじめられる側にも問題がある。 ・ いじめをなくすのは無理だ。
 - ・ いじめたりいじめられたりすることで、子どもは強くなり成長していく。

(1) 未然防止のための取組

いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要です。そこで、本校ではQU検査の結果を活用した学級づくりや授業づくりを通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てていきます。

(2) 早期発見及び早期対応のための取組

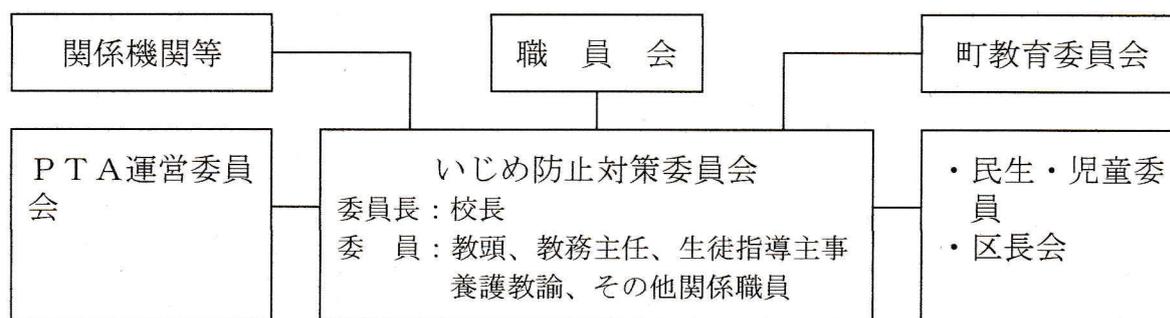
いじめの兆候は、生徒のちょっとした言動や表情、持ち物等に現れてきます。いじめのアンケート結果やこれらのサインを見逃すことなく、初期の段階での発見及び対応に努めます。

(3) いじめに対する対応

いじめを発見した時には、問題の大小に関係なく組織的・継続的に対応していきます。また、被害生徒の心のケアに努めます。

第2 いじめ防止のための対策に関する事項

1 組織と対応



(1) 学校においては

ア 年度当初の第1回いじめ防止対策委員会において、年間行動計画を確認する。

また、年度末のいじめ防止対策委員会で、次年度の年間行動計画を策定する。

イ 毎月1回「いじめ防止対策委員会」を実施し、全職員で生徒理解を図る。気になる生徒については、時期を逃さず教育相談を行い、継続的に話題にし、全職員で問題解決に取り組む。

ウ いじめ防止に係る取組を実効的に行うために、いじめ防止対策委員会において以下の取組を行う。

- 学校いじめ基本方針の見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の立案・実施（外部講師の活用を含む）
- 実態調査の定期的実施（いじめアンケートの実施・集約）

エ いじめ防止に係る教職員の資質向上を目指して、生徒指導主事を中心にして、校内研修会を企画・実施する。

(2) 保護者に対しては

ア 必要に応じて、保護者を対象とした教育相談を実施する。

イ 必要に応じて、常設のPTA運営委員会に報告し、対応策を協議する。

ウ 全体への啓発が必要な場合は、保護者会を臨時に実施する。

(3) 地域に対しては

ア 必要に応じて、地区の民生・児童委員や区長会等に報告し、対応策を協議する。

イ 各地区の民生・児童委員等と常時情報交換できる体制を堅持し、情報収集に努める。